

## 博士学位審査委員会の構成

[物理学専攻・宇宙地球科学専攻大学院合同入試判定会議における決定(2020年8月28日)]

博士学位審査は以下の5名を含む審査委員会（通称5人委員会）で審査する。ただしこの内1名は本専攻基幹講座の教授。

- 1.主査-教授（本専攻基幹講座か協力講座）
- 2.副査-教授（理学研究科に属する基幹講座か協力講座）
- 3.副査-教授か准教授（理学研究科に属する基幹講座か協力講座）
- 4.副査-教授か准教授（理学研究科に属する基幹講座か協力講座）
- 5.副査-教授、准教授、講師、助教（理学研究科に属する基幹講座か協力講座）

以下の(※)の条件を満たす場合に限り、副査に理学研究科以外に所属する者を含めることができる。副査に講師や助教を含めたり、理学研究科外所属者に審査委員を委託する場合は、あらかじめ大学院教育教務委員の同意を得た後に研究科委員会の承認が必要である。ただし、あらかじめ論文審査適格者として登録されている場合、あらためて研究科委員会の承認は不要である。（物理学専攻においては、基幹講座、協力講座の助教は副査適格者として登録してある。ただし、特任教員の場合は、業務内容に「教育」が含まれている場合のみ登録してある。）

(※)理学研究科の基幹講座・協力講座に所属しない者1名までは4人の副査のうちを含めてもよく、置き換え可能なのは、上記の4.または5.である。ただし、理学研究科の規則により、理学研究科の基幹講座・協力講座に所属しない助教は副査になれない。また、当該副査候補者が大学教員ではない場合、上記4.または5.に相当する職位にあるか否かは大学院教育教務委員が判断する。1名を超えて理学研究科の基幹講座・協力講座に所属しない者を副査に加える場合は、副査の人数を増やすこととする。